

【本県の特別支援教育の現状】

1 特別支援教育の状況

- (1) 特別支援学校の状況
- (2) 特別支援学級の状況
- (3) 通級による指導の状況
- (4) 通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒の状況

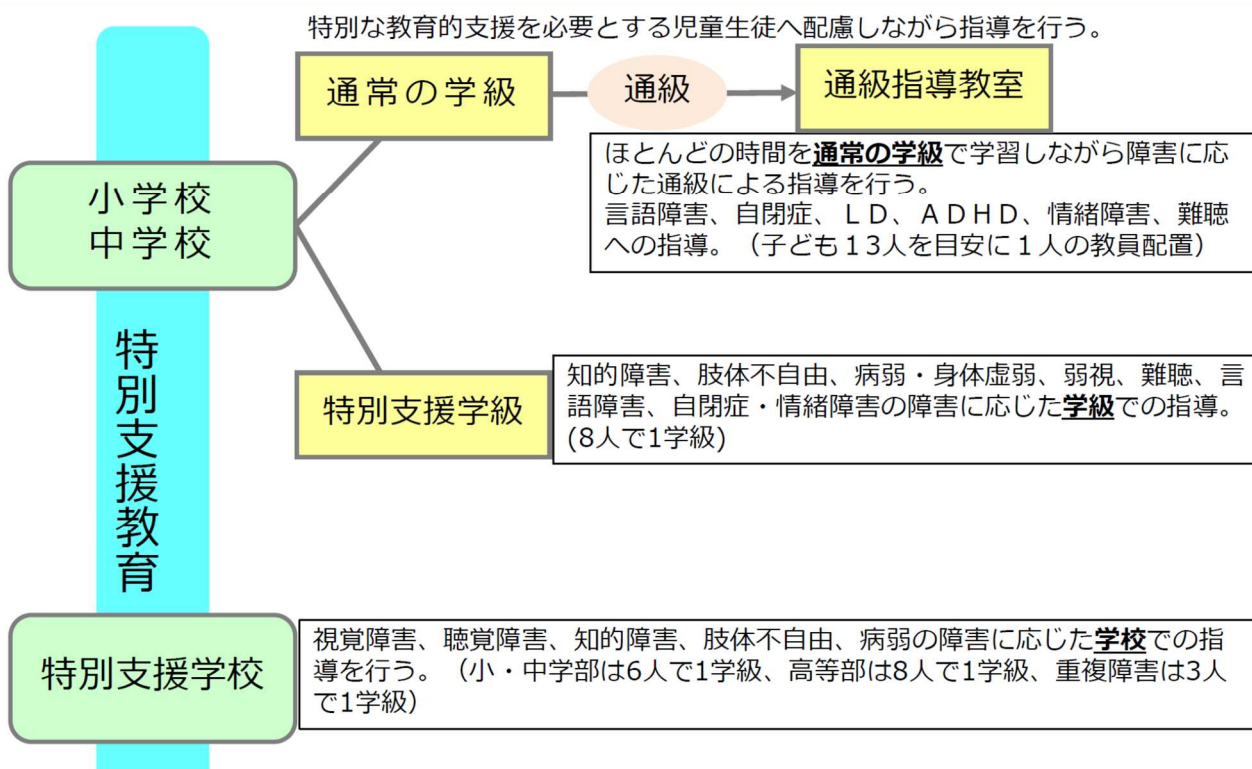
2 卒業後の進路状況

- (1) 小学校卒業後の進路状況
- (2) 中学校卒業後の進路状況
- (3) 特別支援学校高等部卒業後の進路状況

3 特別支援教育の推進状況

- (1) インクルーシブ教育推進事業
- (2) 医療的ケアの状況
- (3) 特別支援学校教諭等免許状の保有状況

障害のある子どもの学びの場



法律等に規定されている障害のある児童生徒の学びの場について

	視覚障害者	聴覚障害者	知的障害者	肢体不自由者	病弱者	言語障害者	自閉症・情緒障害者	学習障害者	注意欠陥多動性障害者
特別支援学校	○	○	○	○	○				
特別支援学級	○ 弱視者	○ 難聴者	○	○	○ 病弱者及び 身体虚弱者	○	○		
通級による指導	○ 弱視者	○ 難聴者		○	○ 病弱者及び 身体虚弱者	○	○	○	○
通常の学級	○ 弱視者	○ 難聴者	○	○	○ 病弱者及び 身体虚弱者	○	○	○	○

根拠法令等 学校教育法 第8章

学校教育法施行令 第22条の3

学校教育法施行規則

文科省「障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について(通知)」

特別支援教育の現状

障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

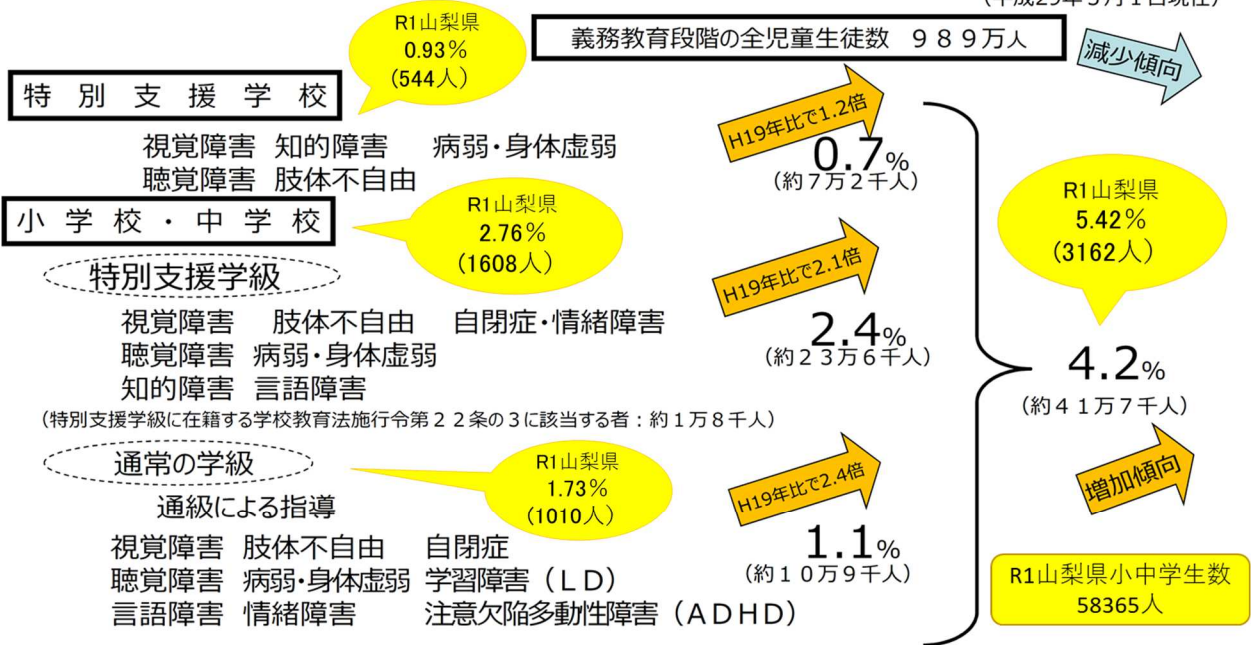
	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数 (※平成29年度)	視覚障害 (約5,300人) 聴覚障害 (約8,300人) 知的障害 (約128,900人) 肢体不自由 (約31,800人) 病弱・身体虚弱 (約19,400人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約141,900人 (平成19年度の約1.3倍)	知的障害 (約113,000人) 肢体不自由 (約4,500人) 病弱・身体虚弱 (約3,500人) 弱視 (約500人) 難聴 (約1,700人) 言語障害 (約1,700人) 自閉症・情緒障害 (約110,500人) 合計：約235,500人 (平成19年度の約2.1倍)	言語障害 (約37,600人) 自閉症 (約19,600人) 情緒障害 (約14,600人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,200人) 学習障害 (約16,500人) 注意欠陥多動性障害 (約18,100人) 肢体不自由 (約120人) 病弱・身体虚弱 (約30人) 合計：約109,000人 (平成19年度の約2.4倍)
幼児児童生徒数 (※平成29年度)	幼稚部：約1,400人 小学部：約41,100人 中学部：約30,700人 高等部：約68,700人 全児童生徒の0.7%	小学校：約167,300人 中学校：約68,200人 全児童生徒の2.4%	小学校：約97,000人 中学校：約12,000人 高等学校は平成30年度から開始 全児童生徒の1.1%
学級編制 定数措置 (公立)	【小・中】1学級6人 【高】1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から基礎定数化 【高】加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内

※平成30年度の通級による指導に関する調査結果については、令和元年6月下旬に文部科学省ホームページに掲載予定。

(出典) 文部科学省資料

特別支援教育の対象の概念 (義務教育段階)

(平成29年5月1日現在)



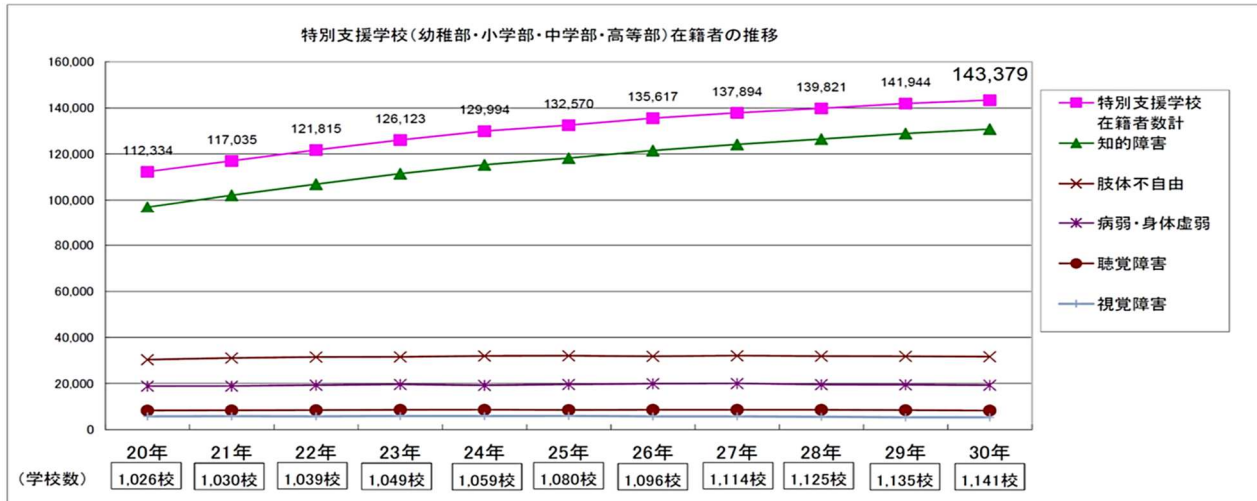
〔発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒: 6.5%程度※の在籍率〕
 ※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者: 約2,000人 (うち通級: 約250人))

(出典) 文部科学省資料
 高校改革・特別支援教育課調べ

資料1 (1) 特別支援学校の状況

特別支援学校の児童生徒数・学校数の推移(各年度5月1日現在)



<30年度の状況>

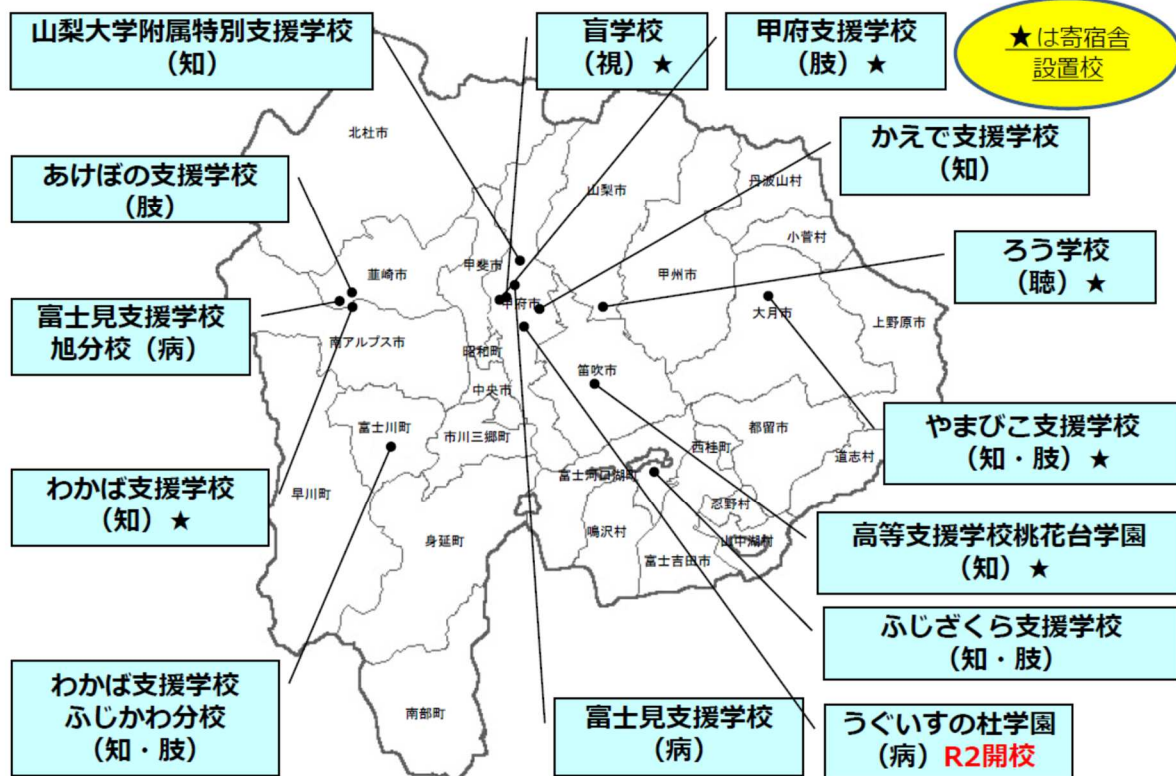
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	81	117	781	350	152	1,141
在籍者数	5,315	8,164	130,817	31,676	19,277	143,379

※注:在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していましたが、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種別以外の障害について集計していません。平成19年度より、複数の障害種別に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しません。

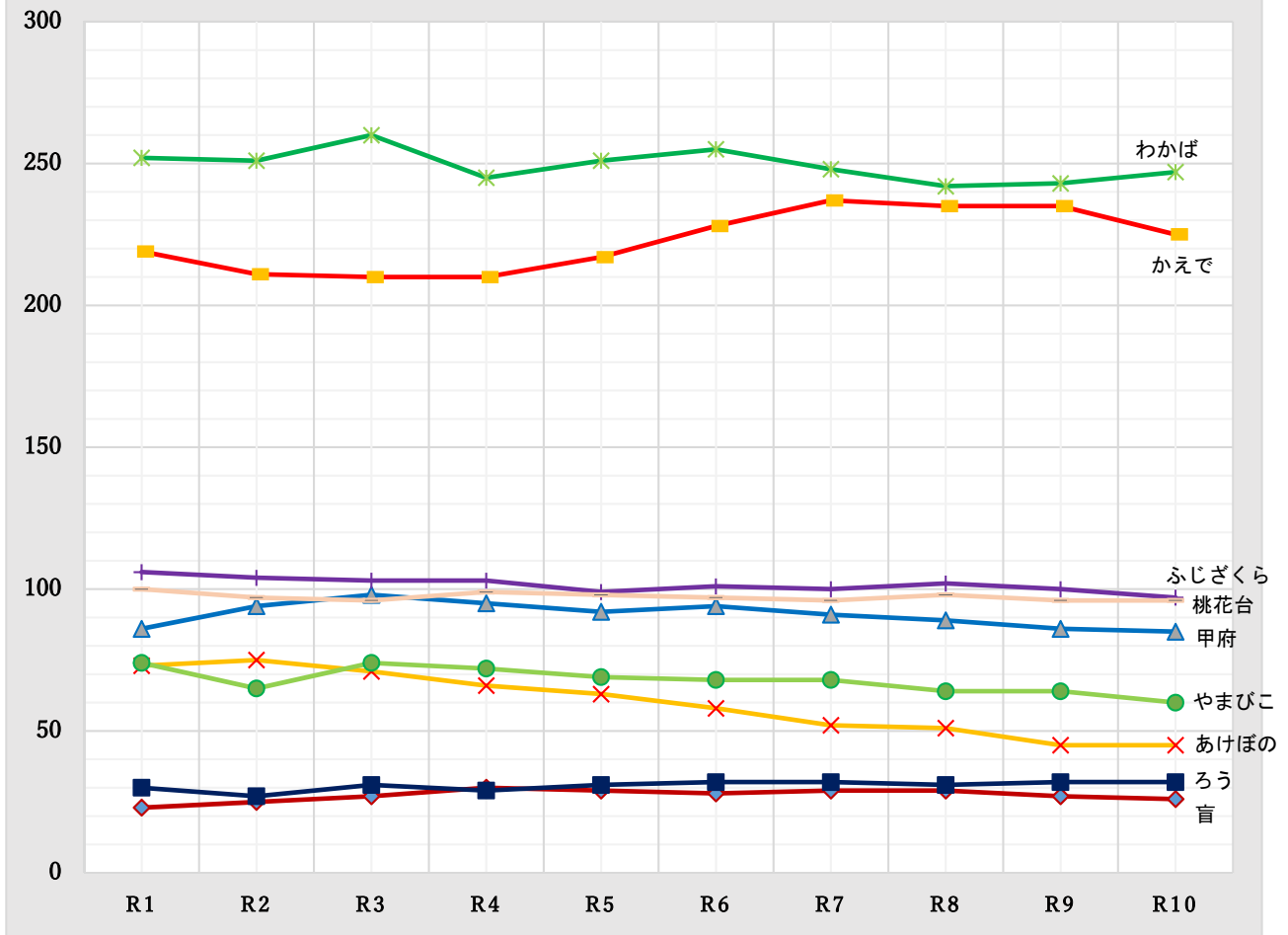
※注:学校数は、平成19年度より、複数の障害種別に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種別に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しません。

(出典)学校基本統計

山梨県内の特別支援学校



特別支援学校の幼児児童生徒数の推計（R1からR10まで）
（高等部設置校）



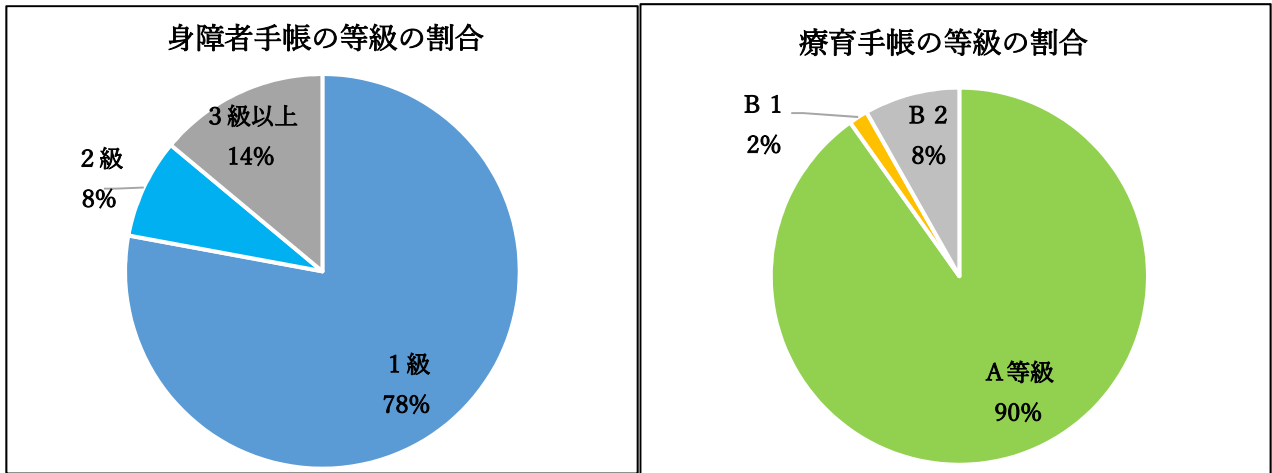
高校改革・特別支援教育課調べ

特別支援学校の手帳取得の状況（富士見、旭分校は除く）

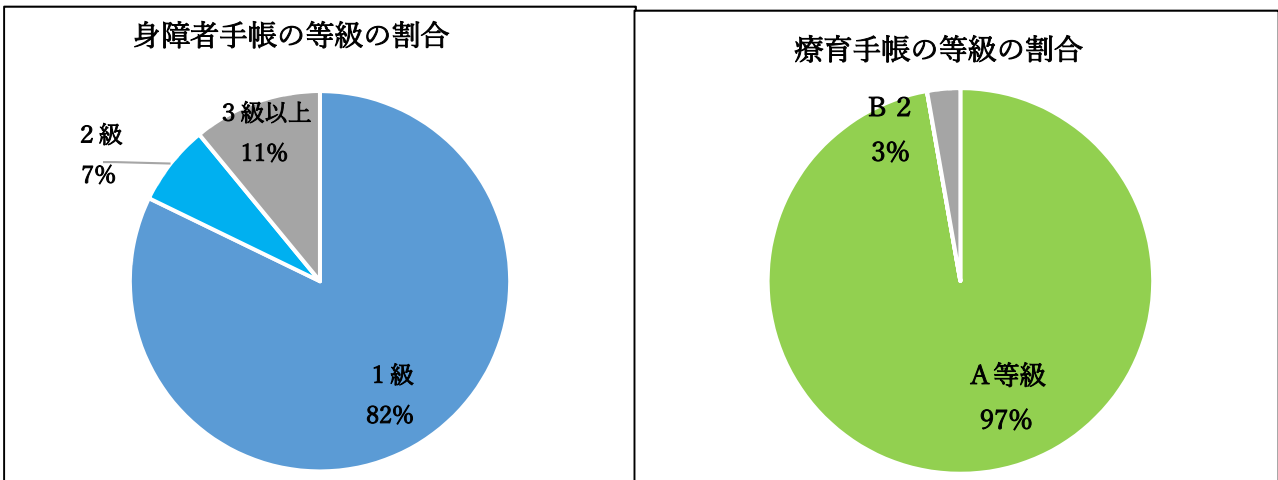
	身障者手帳取得者数			療育手帳取得者数			
	1級	2級	3級以上	A等級	B1	B2	未取得
盲	6	4	5	4	0	3	
ろう	1	14	9	3	2	4	
甲府	67	7	12	55	1	5	
あけぼの	60	5	8	35	0	1	
わかば	2	2	12	95	62	83	12
ふじかわ	0	1	0	6	7	3	1
やまびこ	8	2	3	28	19	24	3
ふじざくら	16	3	4	48	28	23	7
かえで	5	2	8	86	58	67	8
桃花台	1	0	0	0	3	80	17

高校改革・特別支援教育課調べ

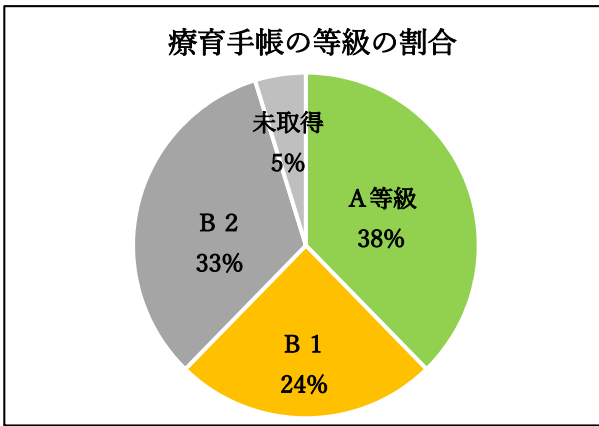
甲府支援(肢体)



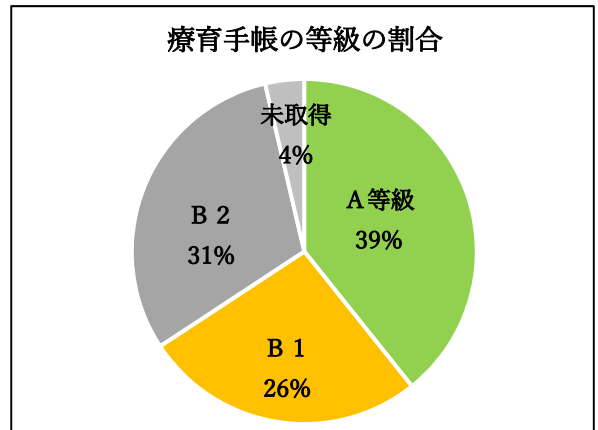
あけぼの(肢体)



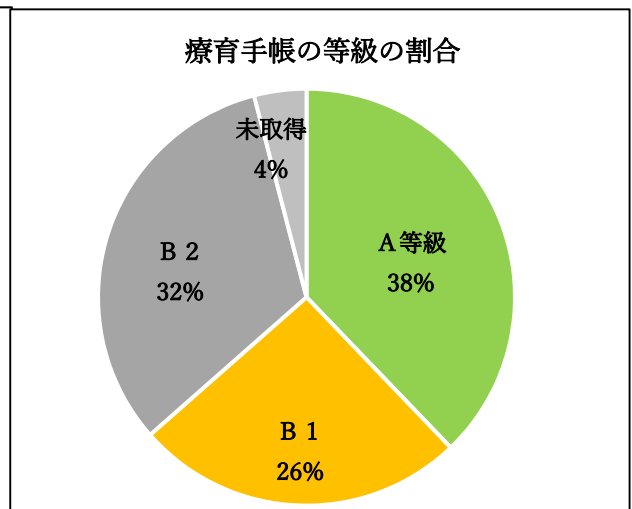
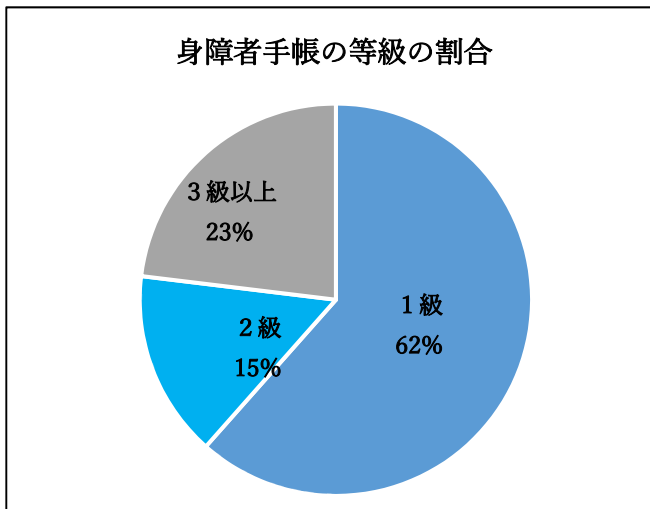
わかば(知的)



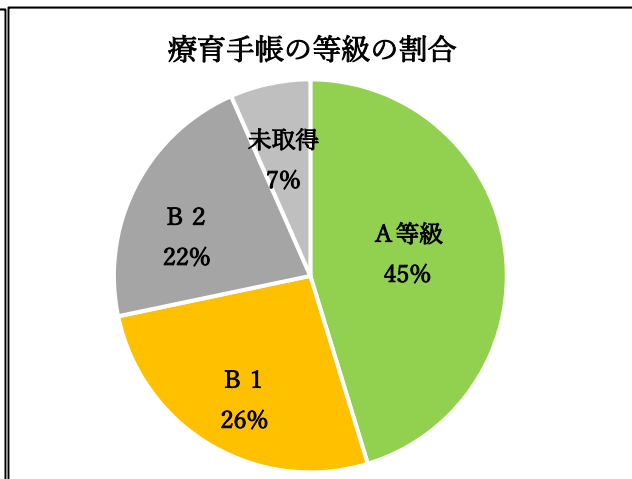
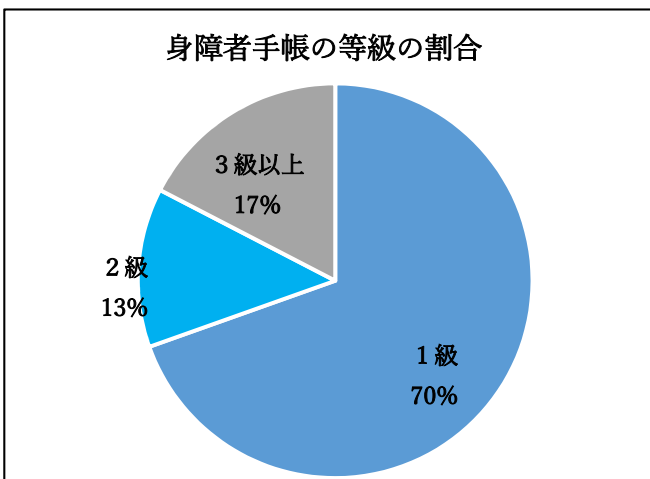
かえで(知的)



やまびこ(知・肢)



ふじざくら(知・肢)



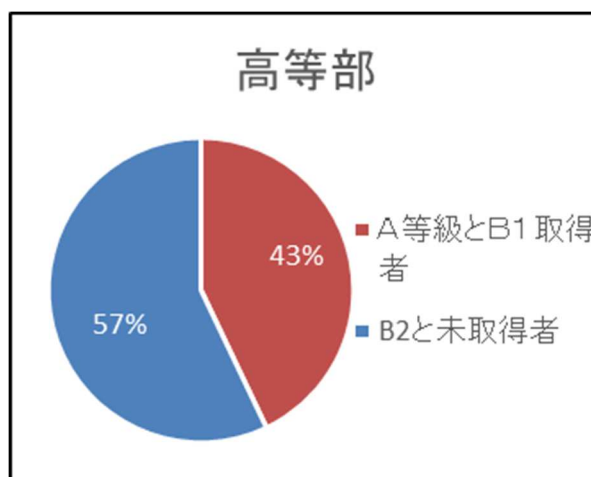
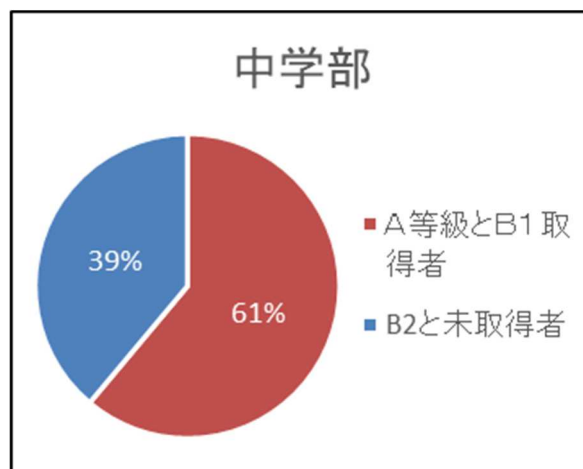
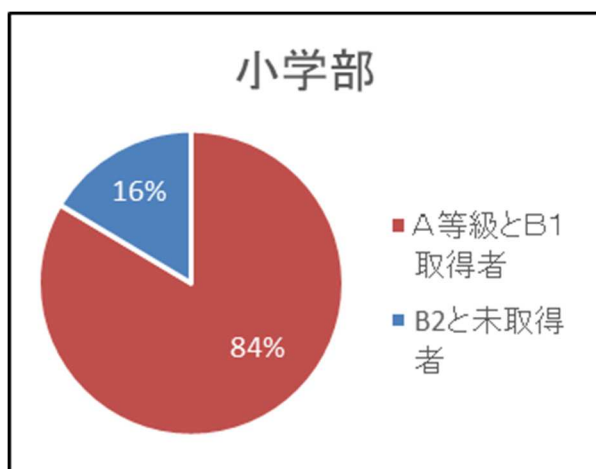
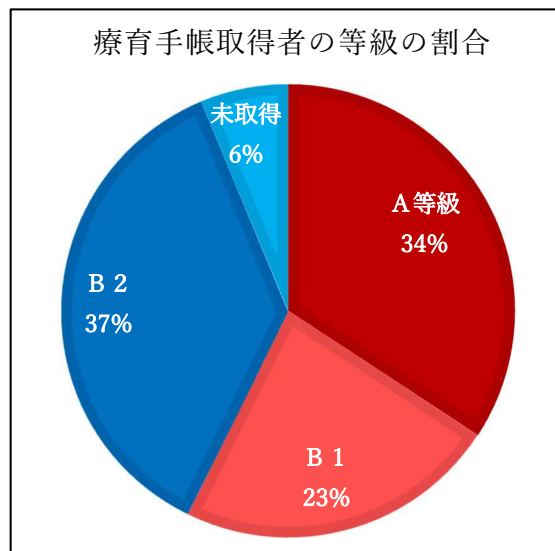
知的障害特別支援学校（知・肢併置を含む）の療育手帳取得の状況と学部ごとの割合

知的障害特別支援学校療育手帳取得状況調査

（わかば、ふじかわ、やまびこ、ふじざくら、かえで、桃花台）

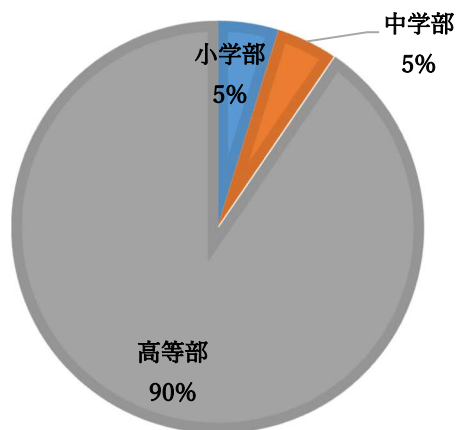
令和元年5月1日現在の療育手帳取得状況

	小学部 計	中学部 計	高等部 計	全体 合計
A等級	120	46	97	263
B1	53	42	82	177
B2	24	47	209	280
未取得	10	9	29	48
合計	207	144	417	768

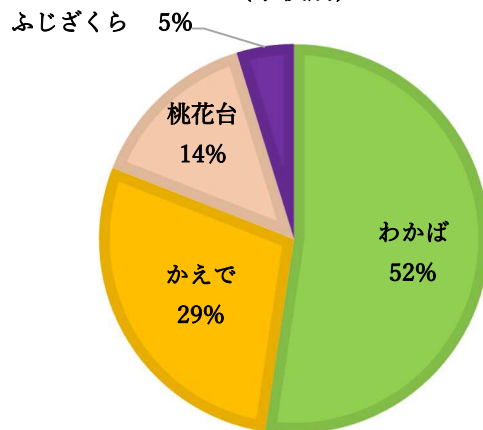


精神障害者保健福祉手帳取得者の状況と割合

精神障害者保健福祉手帳取得者の内訳
(学部別)



精神障害者保健福祉手帳取得者の内訳
(学校別)

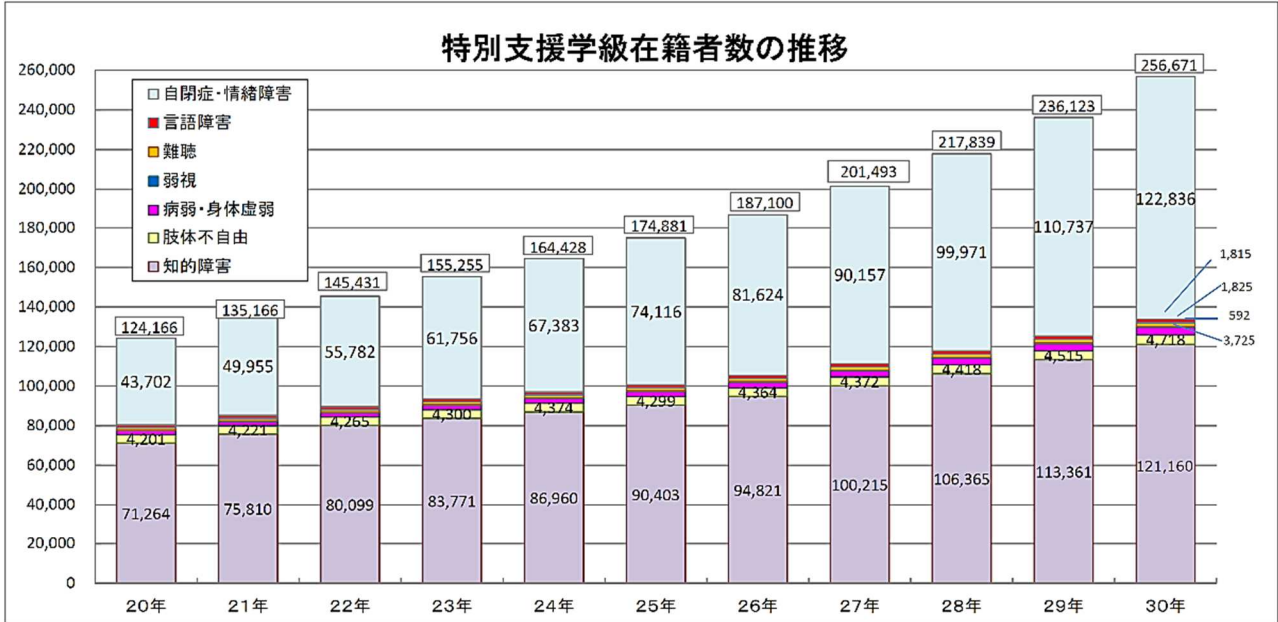


令和元年5月1日現在の手帳取得状況

	小学部	中学部	高等部	
	計	計	計	合計
1級	1	0	2	3
2級	0	1	13	14
3級	0	0	4	4
合計	1	1	19	21

資料1 (2) 特別支援学級の状況

特別支援教育の現状 ～特別支援学級の現状(各年度5月1日現在)～



<30年度の状況>

	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	28,106	3,117	2,279	508	1,226	704	27,429	63,369
在籍者数	121,160	4,718	3,725	592	1,825	1,815	122,836	256,671

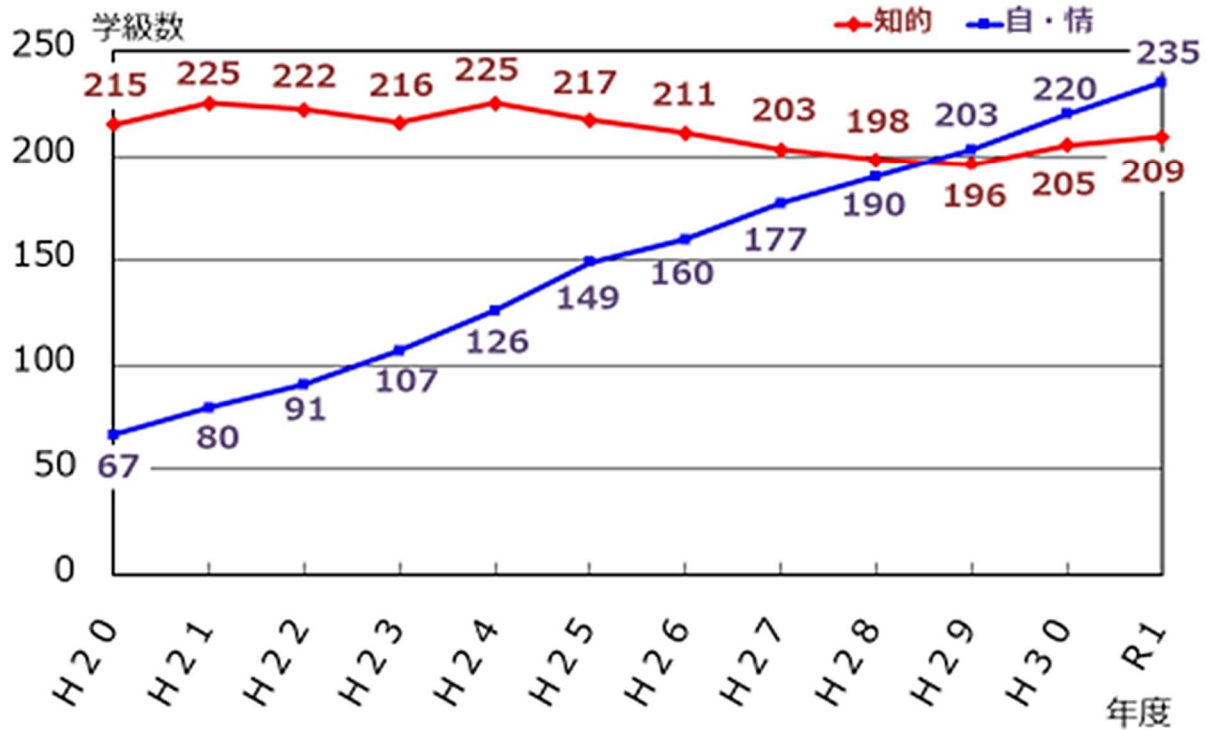
(出典)学校基本統計

本県の特別支援学級の設置状況 (令和元年度)

	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	209	26	36	7	21	235	534
在籍者数	652	29	38	7	22	860	1608

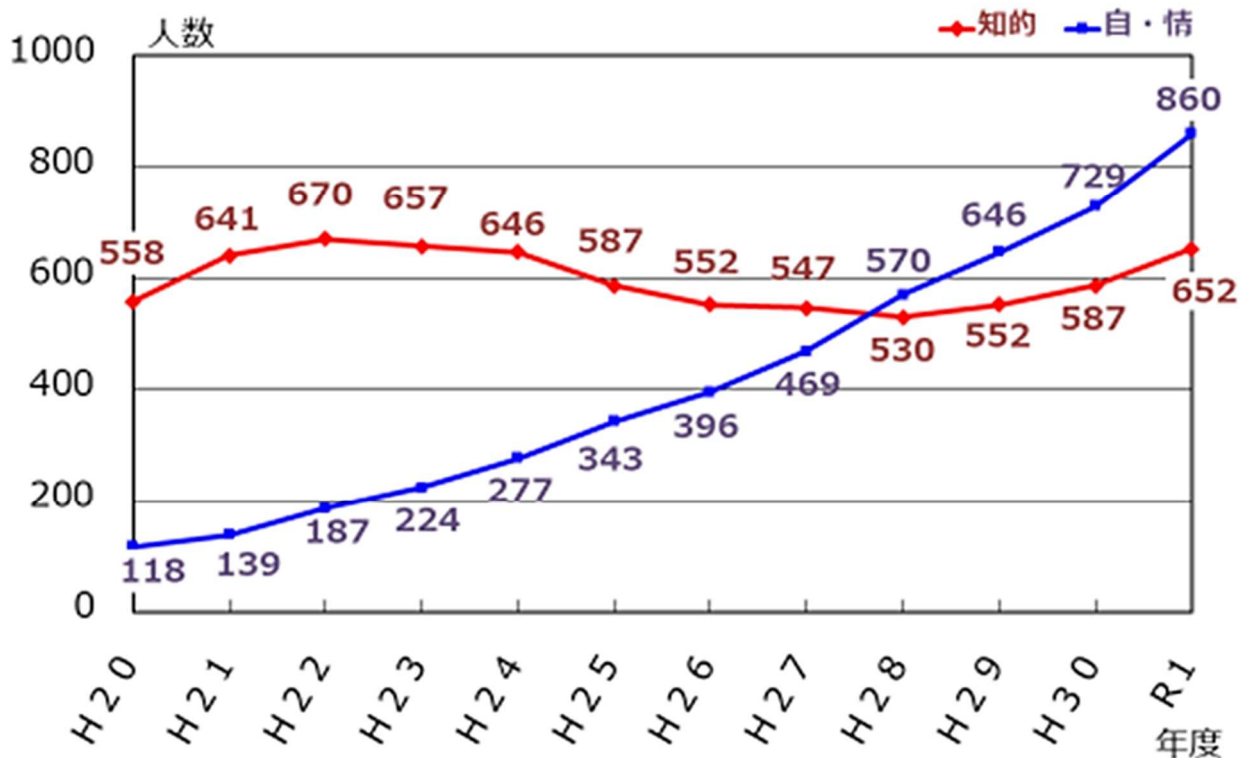
本県の特別支援学級数・在籍者数の推移

知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級数の推移



高校改革・特別支援教育課調べ

知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級在籍者数の推移



高校改革・特別支援教育課調べ

障害種別特別支援学級編制の状況（令和元年度）

障害種等			平成30年度			令和元年度			増減	
			学校数(分校)	学級数	在籍者数	学校数(分校)	学級数	在籍者数	学級数	在籍者数
特別支援学級	知的障害	小	134	137	394	135	141	445	4	51
		中	65 (1)	68	193	66 (1)	68	207	0	14
	肢体不自由	小	23	23	25	21	21	23	-2	-2
		中	7	7	8	5	5	6	-2	-2
	病弱・虚弱	小	18 (3)	18	20	29 (3)	29	31	11	11
		中	6 (2)	6	5	7 (2)	7	7	1	2
	弱視	小	6	6	6	4	4	4	-2	-2
		中	2	2	2	3	3	3	1	1
	難聴	小	16	16	18	16	16	17	0	-1
		中	4	4	4	5	5	5	1	1
	自閉症・情緒障害	小	139	150	489	141 (1)	159	596	9	107
		中	65 (1)	70	240	68 (1)	76	264	6	24
	全障害種合計	小	158 (3)	350	952	159 (4)	370	1116	20	164
		中	75 (3)	157	452	75 (3)	164	492	7	40
小中計		233 (6)	507	1404	234 (7)	534	1608	27	204	

* () 内の分校数は内数

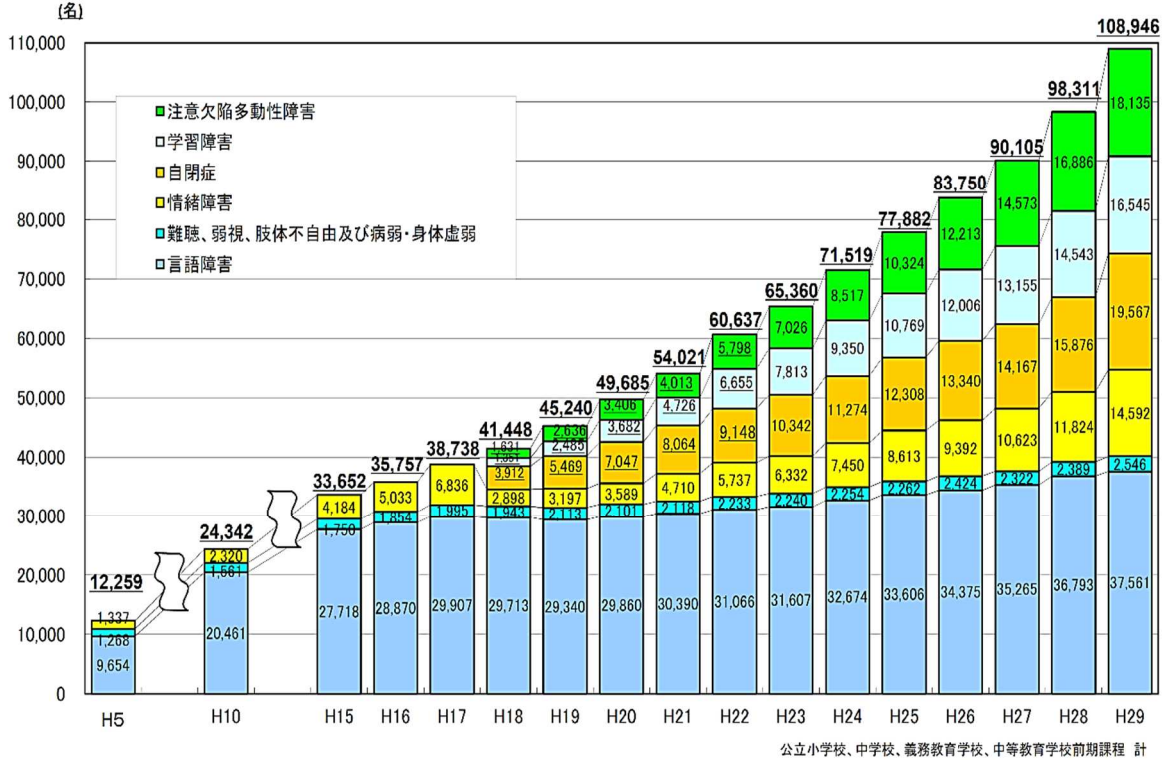
市町村別の特別支援学級設置数一覧（令和元年度）

市町村	校種	知的	肢体	病弱	弱視	難聴	自・情	計	合計
甲府市	小	25	5	6	1	0	25	62	89
	中	12	1	1	0	0	13	27	
南アルプス市	小	13	2	3	1	3	20	42	57
	中	6	0	0	0	1	8	15	
甲斐市	小	12	1	3	1	4	13	34	44
	中	4	0	0	0	0	6	10	
中央市	小	7	0	1	0	0	6	14	21
	中	3	0	1	0	0	3	7	
昭和町	小	3	0	1	0	0	3	7	10
	中	1	0	0	1	0	1	3	
韮崎市	小	5	1	2	0	1	4	13	17
	中	2	0	0	0	0	2	4	
北杜市	小	9	0	1	0	1	11	22	32
	中	5	0	0	0	0	5	10	
山梨市	小	7	0	2	0	2	9	20	28
	中	3	0	0	0	1	4	8	
甲州市	小	12	2	0	0	1	9	24	33
	中	5	0	0	0	1	3	9	
笛吹市	小	12	4	2	0	0	17	35	48
	中	5	1	0	0	0	7	13	
市川三郷町	小	4	1	1	0	0	2	8	12
	中	2	0	0	0	0	2	4	
富士川町	小	1	0	0	0	2	3	6	10
	中	1	0	0	0	1	2	4	
早川町	小	0	0	0	0	0	1	1	1
	中	0	0	0	0	0	0	0	
身延町	小	3	0	0	0	0	3	6	8
	中	1	0	0	0	0	1	2	
南部町	小	1	0	1	0	0	2	4	6
	中	1	0	0	0	0	1	2	
富士吉田市	小	6	1	3	0	0	7	17	30
	中	4	2	3	0	0	4	13	
都留市	小	3	0	0	0	0	6	9	16
	中	3	0	1	0	0	3	7	
道志村	小	1	1	0	0	0	0	2	4
	中	1	0	0	0	0	1	2	
西桂町	小	1	0	0	0	1	1	3	4
	中	1	0	0	0	0	0	1	
忍野村	小	1	0	0	1	0	1	3	5
	中	1	0	0	0	0	1	2	
山中湖村	小	1	0	0	0	1	1	3	3
	中	0	0	0	0	0	0	0	
鳴沢村	小	0	0	1	0	0	1	2	2
富士河口湖町	小	4	2	0	0	0	5	11	15
	中	1	0	0	0	1	2	4	
河口湖南中	中	1	0	0	1	0	1	3	3
大月市	小	5	1	1	0	0	4	11	17
	中	2	0	1	1	0	2	6	
上野原市	小	4	0	1	0	0	4	9	15
	中	3	1	0	0	0	2	6	
小菅村	小	1	0	0	0	0	1	2	3
	中	0	0	0	0	0	1	1	
丹波山村	小	0	0	0	0	0	0	0	1
	中	0	0	0	0	0	1	1	
計	小	141	21	29	4	16	159	370	
	中	68	5	7	3	5	76	164	
合計	小中	209	26	36	7	21	235	534	

資料 1 (3) 通級による指導の状況

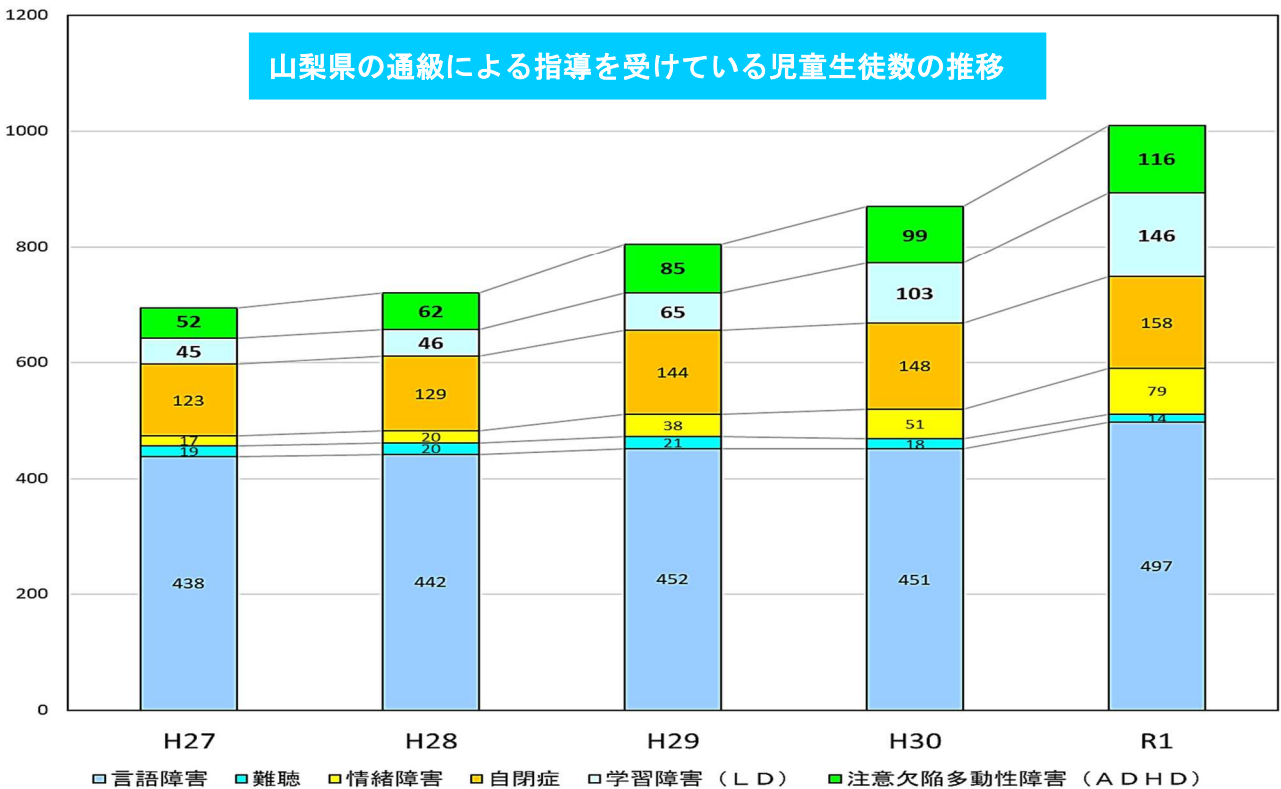
特別支援教育の現状 ～通級による指導の現状(平成29年5月1日現在)～

通級による指導を受けている児童生徒数の推移

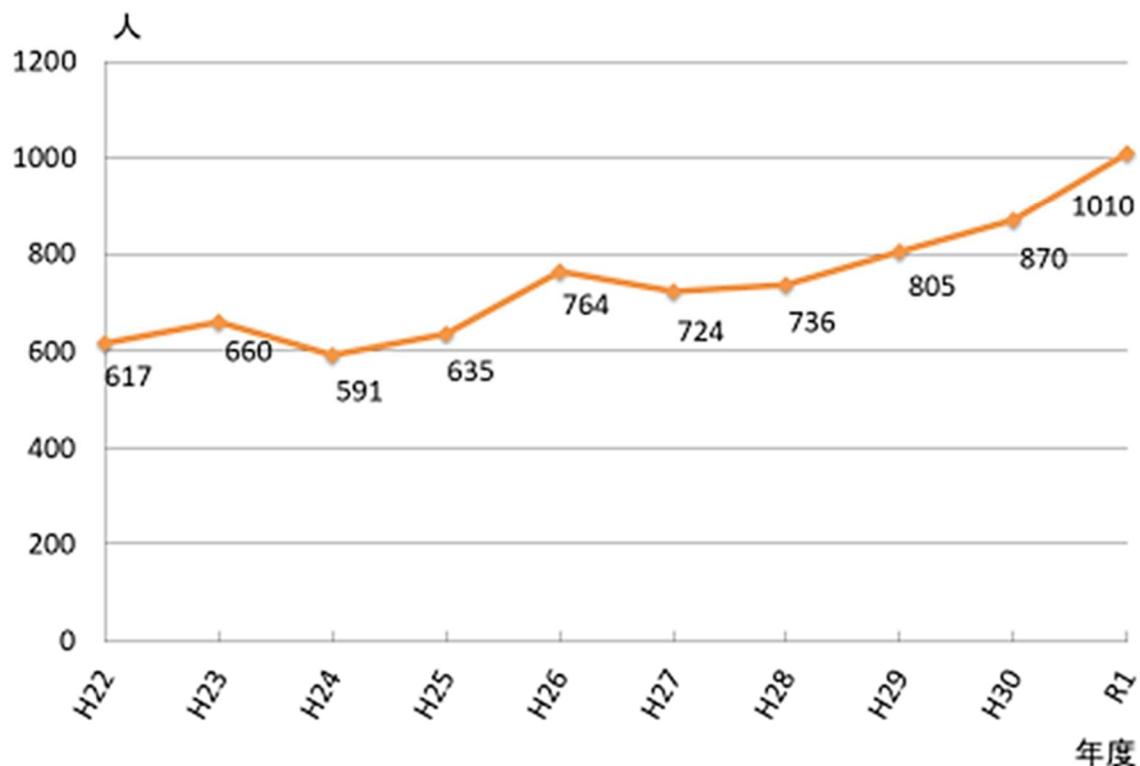


(出典)「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

山梨県の通級による指導を受けている児童生徒数の推移



山梨県の通級指導教室利用児童生徒数の推移（各年度の5.1現在）



高校改革・特別支援教育課調べ

通級による指導の利用者の状況

対象	形態	言語障害	自閉症	情緒障害	LD	ADHD	合計
小学生	自校通級	108	58	26	54	47	293
	他校通級	375	72	14	56	53	570
	巡回指導	6	2	1	5	4	18
中学生	自校通級	1	16	18	21	8	64
	他校通級	3	1	0	4	3	11
	巡回指導	4	9	20	6	1	40
合計		497	158	79	146	116	996

通級による指導（ろう学校）

区分	小学生	中学生	合計
難聴	9	5	14

高校改革・特別支援教育課調べ

通級指導教室の設置状況

障害種等			平成30年度		令和元年度		増減
			学校数	学級数	学校数	学級数	学級数
通級による指導	言語障害	小	2	2教室	1	1教室	-1
	発達障害 情緒障害	小	3	3教室	3	3教室	0
		中	1	1教室	1	1教室	0
	言語障害 発達障害 情緒障害	小	13	13教室	14	14教室	1
		中	2	2教室	4	4教室	2
聴覚障害	小・中	1 (ろう学校)	1教室	1 (ろう学校)	1教室	0	

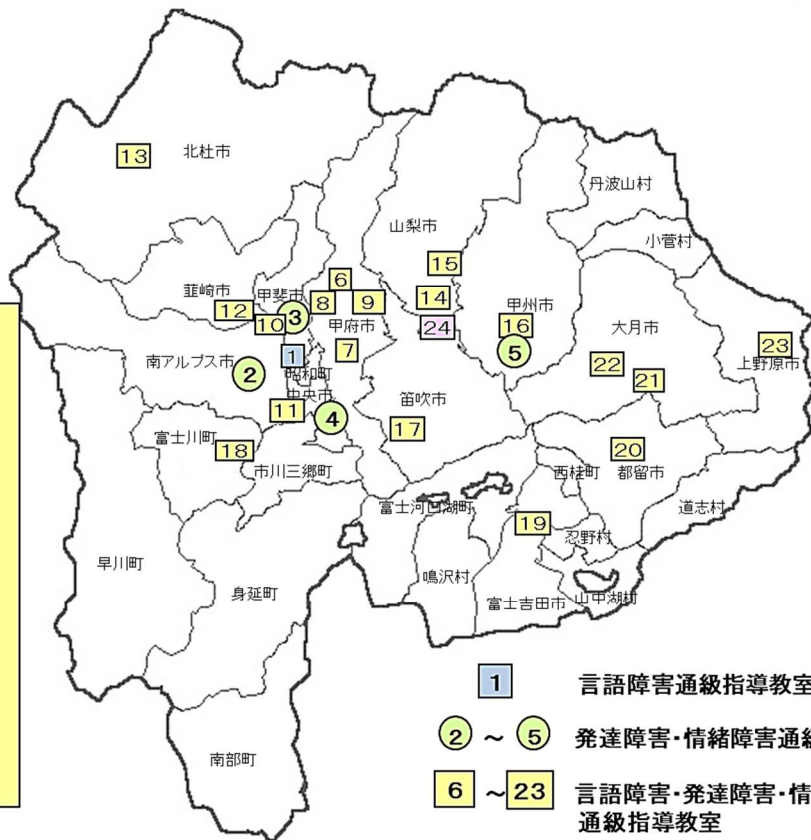
高校改革・特別支援教育課調べ

言語障害通級指導教室
(ことばの教室)
1: 甲斐市立竜王南小学校

発達障害・情緒障害通級指導教室
(サポートルーム)
②南アルプス市立若草南小学校
③甲斐市立竜王小学校
④中央市立三村小学校
⑤甲州市立塩山中学校

言語障害・
発達障害・情緒障害通級指導教室
(ことばと発達のサポートルーム)
6: 甲府市立新紺屋小学校
7: 甲府市立伊勢小学校
8: 甲府市立新田小学校
9: 甲府市立善誘館小学校
10: 甲斐市立竜王中学校
11: 中央市立玉穂中学校
12: 韮崎市立韮崎小学校
13: 北杜市立長坂小学校
14: 山梨市立日下部小学校
15: 山梨市立山梨北中学校(R1新設)
16: 甲州市立塩山南小学校
17: 笛吹市立八代小学校(R1障害種追加)
18: 富士川町立鹹沢小学校
19: 富士吉田市立下吉田第二小学校
20: 都留市立谷村第一小学校
21: 大月市立大月東小学校
22: 大月市立大月東中学校(R1新設)
23: 上野原市立上野原小学校

24: 山梨県立ろう学校
(難聴への通級による指導)



- 1 言語障害通級指導教室
- ② ~ ⑤ 発達障害・情緒障害通級指導教室
- 6 ~ 23 言語障害・発達障害・情緒障害通級指導教室
- 24 難聴通級指導教室

資料1 (4) 通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒の状況

【小学校】

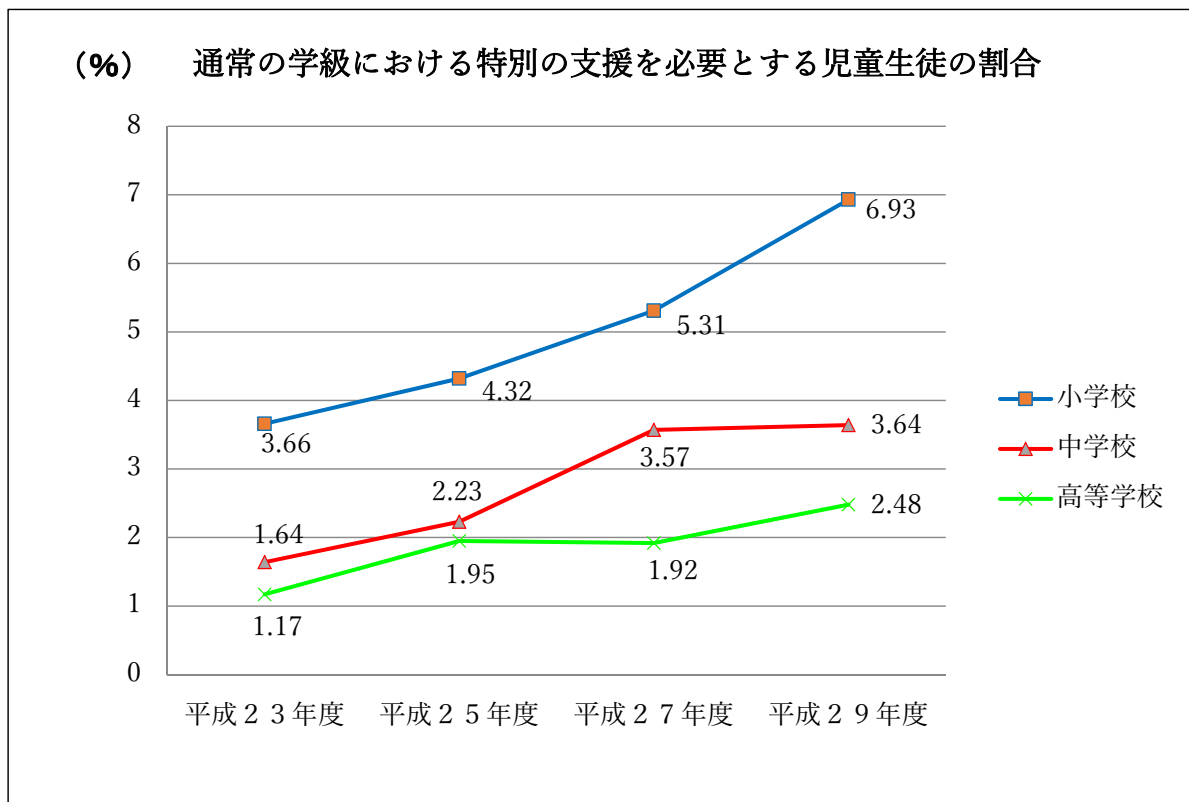
	平成23年度	平成25年度	平成27年度	平成29年度
通常の学級在籍人数(人)	46,144	43,071	40,812	39,081
特別の支援を必要とする児童(人)	1,688	1,862	2,168	2,707
割合 (%)	3.66	4.32	5.31	6.93

【中学校】

	平成23年度	平成25年度	平成27年度	平成29年度
通常の学級在籍人数(人)	24,420	23,007	22,012	20,783
特別の支援を必要とする生徒(人)	400	513	786	756
割合 (%)	1.64	2.23	3.57	3.64

【高等学校】

	平成23年度	平成25年度	平成27年度	平成29年度
通常の学級在籍人数(人)	21,736	20,952	19,864	18,948
特別の支援を必要とする生徒(人)	254	408	382	469
割合 (%)	1.17	1.95	1.92	2.48



資料 2 卒業後の進路状況

資料 2 (1) 小学校卒業後の進路状況

進路先 在籍等	公立中学校 通常の学級	公立中学校 特別支援学級	特別支援学校	私立中学校
知的障害 特別支援学級在籍児童	2人 (3%)	48人 (62%)	26人 (34%)	1人 (1%)
自閉症・情緒障害 特別支援学級在籍児童	3人 (4%)	64人 (87%)	6人 (8%)	1人 (1%)
通級による指導を 利用している児童	41人 (79%)	10人 (19%)	0	1人 (2%)

高校改革・特別支援教育課調べ

資料 2 (2) 中学校卒業後の進路状況

進路先 在籍等	高等学校	特別支援学校	その他
知的障害 特別支援学級在籍生徒	23人 (37%)	37人 (60%)	2人 (3%)
自閉症・情緒障害 特別支援学級在籍生徒	43人 (72%)	16人 (27%)	1人 (2%)
通級による指導を 利用している生徒	12人 (100%)	0	0

高校改革・特別支援教育課調べ

資料2(3) 特別支援学校高等部卒業後の進路状況

区 分			H26	H27	H28	H29	H30	
進学者	大学等			1		2		
	専攻科		1	1	1			
職業訓練機 関等入学者	専修学校		1		1	1		
	各種学校							
	職業能力開発		1	1	3	1	1	
就職者			32	40	41	50	45	
施設等利用者	住まいの場		11	15	15	14	17	
	日中活動の場	介護 給付	療育介護	2	4	5	2	5
			生活介護	35	30	40	35	30
		訓練 等 給付	自立訓練	8	4	5	5	7
			就労移行支援	43	37	34	31	40
			就労継続A型	8	5	10	5	2
			就労継続B型	8	10	5	12	15
	地域生活支援	地域活動支援センター	2	2	4	2	2	
そ の 他			1	2	1	3	4	
合 計			153	152	165	163	168	

※「住まいの場」と「日中活動の場」または「日中活動の場」を複数併用している生徒がいるため、合計数は卒業生数よりも多い。

インクルーシブ教育推進事業の目的

☆H25～H27 特別支援教育体制強化事業

(成果:教員の専門性向上、センター的機能強化)

☆H28～H30 インクルーシブ教育推進事業

(成果:専門家・看護師配置及び活用)

本事業は、これまでの成果を踏まえ、教育、医療、福祉、労働等の関係者が連携することにより、障害のある幼児児童生徒がその能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるインクルーシブ教育システムの構築を目指す。

次の5事業を実施。

事業内容1

インクルーシブ教育システム推進連携会議の設置

【目的】

教育、医療、福祉、労働等の関係者が連携し、各分野の様々な機能を活用することで特別支援教育のより一層の充実を図り、インクルーシブ教育システムの推進のための取組について検討する。

【会の構成】

全体会

専門部会

- ・合理的配慮専門部会
- ・医療的ケア運営部会

事業内容 2

特別支援学校の専門性の充実に関する取組

【専門家の配置】

特別支援学校に理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)、心理士、視能訓練士(ORT)(以下「PT等専門家」という。)を配置し、教員の専門性及びセンター的機能の充実を図る。

月あたり320時間。18人の専門家。

【センター的機能の充実】

「特別支援学校コーディネーター等相談支援資質向上研修」の開催

【看護師の配置】

5校に12人の看護師を配置し、41人の児童生徒に医療的ケアを実施。

【「合理的配慮」実践研究事業の実施】

研究指定校:富士見支援学校(R1~R2年度)

【PT等専門家を活用した校内研修の実施】

事業内容 3

就学支援体制の充実に関する取組

総合教育センターにおける就学相談充実のための心理士の派遣

事業内容 4

地域の連携ネットワークの構築に関する取組

地区及び専門部特別支援連携協議会の設置

事業内容 5

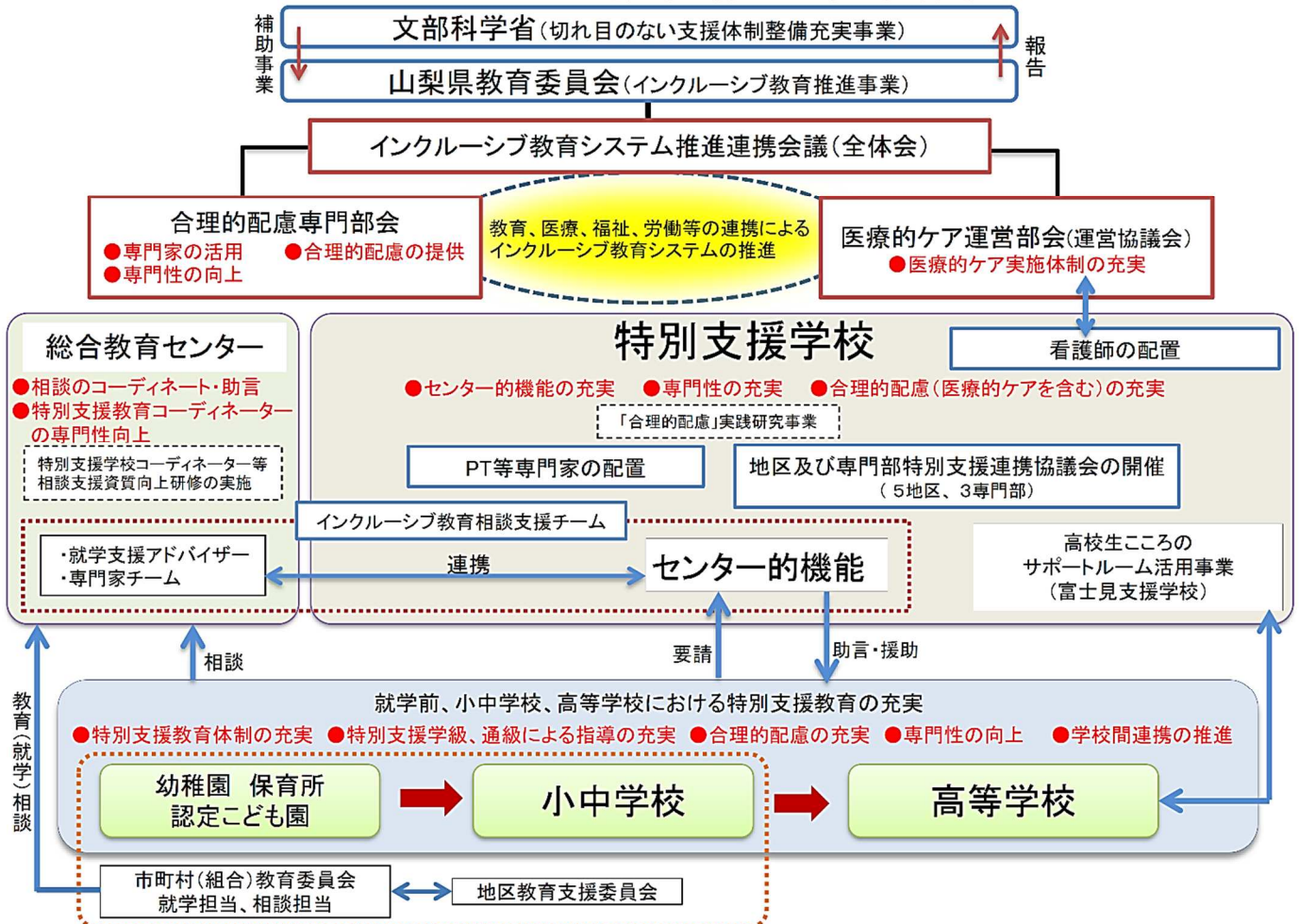
幼稚園等、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実に関する取組

【インクルーシブ教育相談支援チームの設置】

- ①センター的機能による相談支援
学校等からの要請により、センター的機能による相談支援を行う。
- ②就学支援アドバイザーによる相談支援
センター的機能で改善しない事例について、就学支援アドバイザーが学校等を訪問し相談支援を行う。
- ③専門家チームによる助言
困難事例について、医療、福祉、教育、心理の専門家が助言。

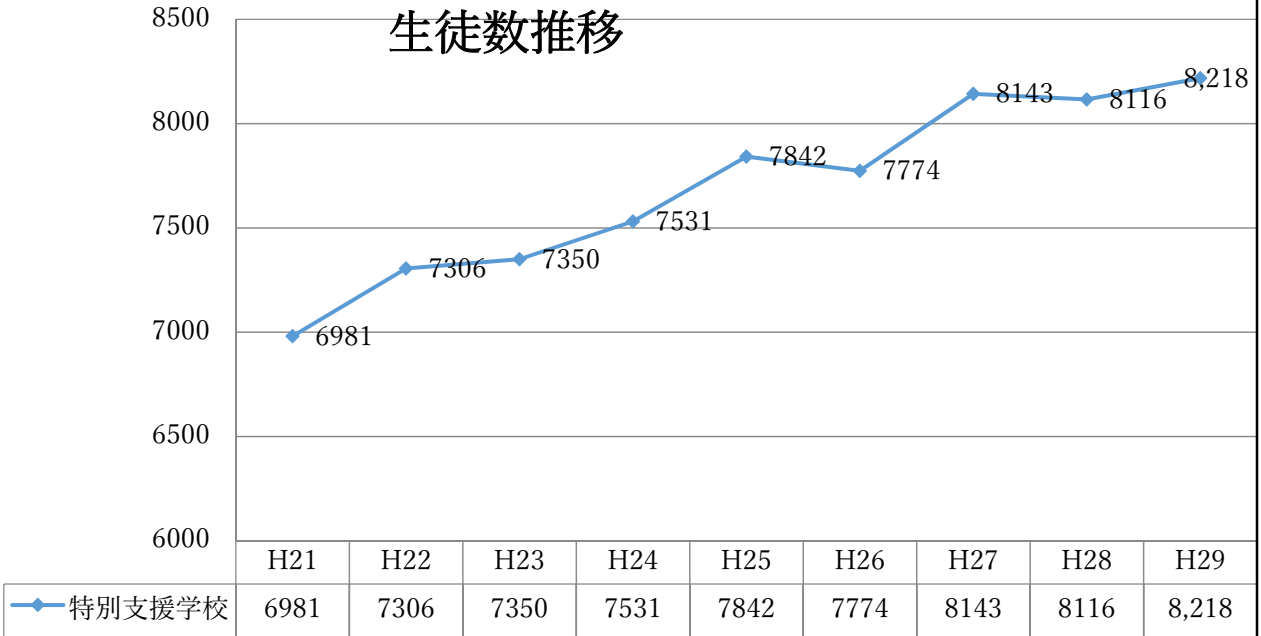
【高校生こころのサポートルーム活用事業】

インクルーシブ教育推進事業概要



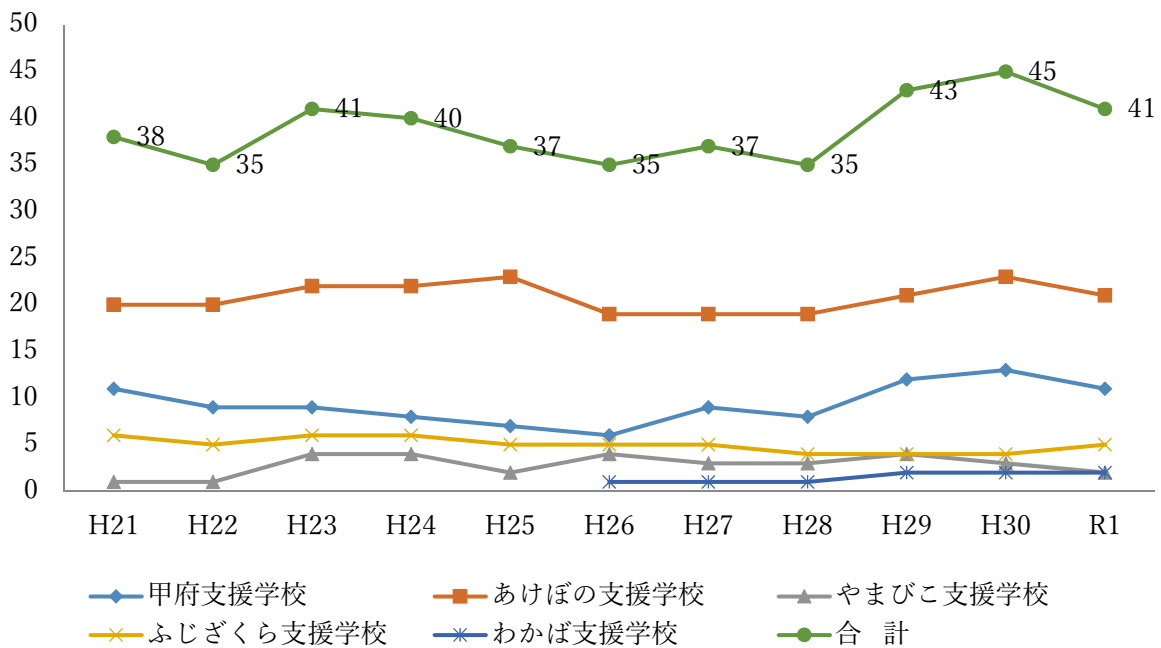
資料3 (2) 医療的ケアの状況

特別支援学校【全国】医療的ケア対象幼児児童



(出典) 文部科学省資料

山梨県特別支援学校【通学のみ】医療的ケア対象幼児児童生徒数推移



資料3 (3) 特別支援学校教諭等免許状の保有状況

特別支援学校教諭等免許状の保有状況

改正障害者基本法

第16条第4項 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

特別支援学校教諭免許状の保有状況 (平成30年5月1日現在 文部科学省調べ)

特別支援学校の教員
79.8%

特別支援学級の教員
30.8%

本来保有しなければ
ならないもの

専門性の観点から
保有が望ましい

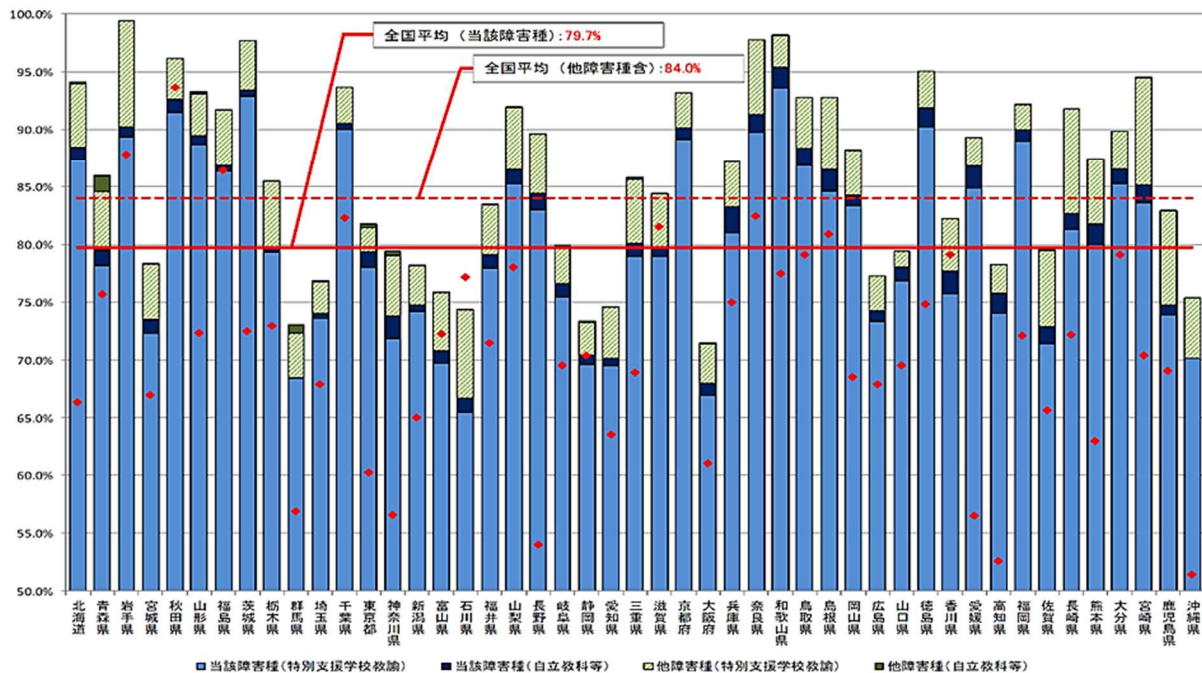
これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について
～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～ (答申) (抄)
(平成27年12月21日中央教育審議会)

このため、教育職員免許法附則第16項の廃止も見据え、平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを旨とし、国が必要な支援を行うことが適当である。集中的に所持率の向上を図るためには、都道府県教育委員会等、学校設置者における特別支援学校の教員の採用や配置、研修等を通じた取組を求めるとともに、国においても、現職教員に対する免許法認定講習の開設支援や、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による免許法認定通信教育の実施、養成段階での免許状取得促進等の取組を進めることが考えられる。(中略)小中学校の特別支援学級担任の所持率も現状の2倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される。

(出典) 文部科学省資料

特別支援学校教諭等免許状の保有状況

公立学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別状況



※調査結果の詳細は、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343899.htm を参照

※「◆」は、平成19年度における当該障害種の免許状保有率

(出典) 文部科学省資料